

ネットワーク利用に関する学内罰則規定のあり方

近藤 佐保子†
重原 孝臣‡

手柴 将司‡
平岡 和幸‡

溝口 博‡
三島 健稔‡

† 明治大学政治経済学部
〒101-8301 千代田区神田駿河台 1 番地
IZB00670@nifty.ne.jp

‡ 埼玉大学工学部情報システム工学科
〒338-8570 浦和市下大久保 255 番地
teshiba@me.ics.saitama-u.ac.jp

あ ら ま し

学内における罰則規定を伴ったシステム利用規則について法的観点から検討し、ネットワーク利用の罰則規定の性格と背景を明らかにした。罰則規定に対する人権保障の観点から憲法・法律の精神による制限を示し、策定の指針とした。

キーワード 情報倫理、システム運用規則、学内罰則規定、ネットワークセキュリティ

Penal Code of Computer Network Access in Campus

Sahoko KONDO † Masashi TESHIBA ‡ Hiroshi MIZOGUCHI ‡
Takaomi SHIGEHARA ‡ Kazuyuki HIRAOKA ‡ Taketoshi MISHIMA ‡

† Faculty of Political Science and Economics, Meiji Univ.
1 Kanda-Surugadai, Chiyoda, Tokyo, Code 101, JAPAN.
IZB00670@nifty.ne.jp

‡ Dept. of Information and Computer Sciences, Saitama Univ.
255 Shimo-Okubo, Urawa, Saitama, Code 338-8570, JAPAN.
teshiba@me.ics.saitama-u.ac.jp

Abstract

We investigated the background for the penal code of computer network access and clarified its properties by examining the rules with penalty for using computer system on campus from the legal points of view.

As the guidelines for this code, we showed some limitations on it deriving from the Constitution of Japan and its laws.

information ethics, code of system operation, penal code in a university, network security

はじめに

学内における計算機利用に伴う学生の不正行為が激増し、これに対する学内罰則規定の必要性和妥当性が問題となっている。

ここでは、学内罰則規定の性格、留意点、罰則規定の必要性和妥当性を検討する。また、法的観点からみた罰則規定枠を提示し、学内規定を策定する際の検討事項と罰則の枠組を提案する。

1. 学内罰則規定の性格

学則の性格を法的観点から見ると、大学と学生の間には民法上の契約が成立している。一定の学則を定めた大学に入学するとき、学生はこの学則を承認し、大学と契約を結んでいる事になる。

民法上の契約自由の原則により契約内容は当事者間で自由に定めることができるので、大学は自由に学則を定めることができる。学生はこれを承認して大学と契約を結んだ限りこれを遵守しなくてはならない。この契約に基づき、学生の側に契約条項に対する**重大な違反**があった場合、契約の解除、すなわち退学も正当化されることになる。

問題は、大学が学則を定めるとき、その内容にいかなる**制約**も加えられないかである。すなわち、民法上の契約自由の原則が**法体系上の最高法規**である憲法の人権保障に**基づく**制限を受けることを忘れてはならない。

この点において、国立大学と私立大学では状況が異なる。国立大学が憲法に反する学則を定めた場合は憲法が直接適用され、その学則は無効となる。これに対し、**憲法は直接には私人間に適用されないため**、同じ事を私立大学が行っても同様の効果は生じない。但し、この場合でも憲法は間接適用される可能性があり、民法90条（公序良俗）違反となる**こともある**。

因みに、大学の授業の妨害行為については刑法上、国立では公務執行妨害、私立では威力業務妨害となるのは不当であり、共に威力業務妨害と解することが定着している。但し、これは公務執行妨害罪が**公権力の行使という特殊な法益を侵害すること**に依存するからであり、学則の憲法違反が問われる場合には、国立と私立の間で**均一の結論が生ずることを妨げるものではない**。

大前提として、学則はいかなる場合においても法律上学生側からの提訴に耐えうるものでなければならない。この範囲が国立と私立では異なるのである。

ところで、学則の憲法違反が問題となった事例で有名なものに昭和女子大事件（**最判昭49・7・19**）がある。同大学は学内外における政治活動を**制限**する学則を定めており、これに違反した学生を退学処分にしたことが**憲法21で保障された表現の自由を侵害**

するものではないかと争われ、最高裁で結果的に学生側が敗訴した事例である。ここでは被告が私立大学であったため、憲法の直接適用が否定され、また、**学生の政治活動を広範に規律した学則が社会通念上不合理な制限ではないと判示された**。これは憲法が間接適用された上での判断と解釈することも可能であり、それゆえ民法90条を適用の結果大学側が敗訴する可能性も十分に考え得る事例であった言いえよう。

大学は、学則を定めるにあたり、このような**憲法の基本原理との抵触を極力回避**しておかなければならない。

2. 法の制限と留意点

学内の罰則規定の策定にあたり、大学は憲法上の要請から、少なくとも以下の点に注意しなければならない。

1. 表現の自由（憲法21条）
いかなる学則もネットワーク上における学生の表現の自由を不当に侵害するものであってはならない。
2. 思想および良心の自由（憲法19条）
いかなる学則もネットワーク上における学生の思想および良心の自由を**絶対に**侵害するものであってはならない。
3. 法定手続きの保障（憲法31条）
学則といえども責任の重さと処分の重さは均衡していなければならない（**罪刑の均衡**）。また、学則を定めるといことは、それ以外の**行為**は処分しないという意味で学生の人権を保障するものである。そのため、罪刑法定主義に準じて罰則規定の無い**場合**には責任を問わないという考え方を貫く必要がある。逆に言えば、必要な罰則規定はすべて予め定めておかなければならない。
4. プライバシーの保護（憲法13条）
大学は学生のプライバシー保護に最大限努め、いかなる学則もこれを侵害することがあってはならない。これは、罰則規定に該当する不正行為の**調査段階**においても同様である。
5. 男女や民族間などでの差別の禁止（憲法14条、民法1条の2）
いかなる学則も憲法上の平等権に抵触するものであってはならない。

以上のように、罰則規定を定めるには**憲法上の強い制約**がある。しかし、こうした大原則に注意すれば、大学は契約自由の原則に基づいてかなり広範囲な裁量権をもって自由に学則を定めることができる。また、あるべき事態を想定して必要と思われる広範な処罰規定を用意しておくことが、むしろ罪刑法定主

義による人権保障の要請にかなっていることになる。
法技術的には、罰則規定を定める上で以下の点に配慮することが運用を円滑にするために必要だと考えられる。

1. 想定し得る不正行為に見合った罰則規定のリストをできるだけ広範囲に作り上げておくことにより、事態が起きてから罰則規定を作って遡及効を認めるといった人権侵害を避けること。
2. ネット・ワーク犯罪のような新しい形の不正行為では、起こり得る事態をすべて予測することは困難なので、法定手続きの保障の精神に反しない限りで、一般的・包括的な条項を定め、運用しやすくしておくこと。

3. 明示される罪について

未成年や学生であっても刑事責任年齢（日本では14歳）に達した者が犯罪を犯せば、刑法が適用されることは言うまでもない。このことは狭義の**刑罰法規**だけでなく、行政刑法（**刑法典**や**特別刑法**以外の**刑罰法規**）に規定された各種の**行為**についても同様である。また、およそ責任能力がある者（未成年については12歳前後とされる）が民法上の不法行為に該当する行為を行えば、損害賠償が発生する。

計算機利用に関して学生の不正行為が法律により処罰されたり、損害賠償の責任を負うケースの典型例としては以下のようなものが挙げられよう。

1. 無体財産権の侵害

他人の**ホームページのコンテンツ**（文章・画像・音声）の無断利用や引用・私的利用の範囲の逸脱、無断の翻訳やパロディの作成等は著作権侵害となる。商標の無断使用などは工業所有権の侵害となる。プログラムやデータベースも著作権法で保護されているので、有料ソフトウェアの違法コピーは著作権侵害である。

2. 肖像権ないしパブリシティ権の侵害

他人の肖像を**ホームページ**に無断転載することは、肖像権ないしパブリシティ権の侵害となる。一般の私人では人格権としての肖像権が認められるが、こうした肖像権が認められにくい芸能人などについてはその肖像の持つ財産的価値としてパブリシティ権が認められている。

3. 猥褻罪（刑法174条）

サーバに猥褻画像を蓄積し、閲覧できるようにすることは猥褻物陳列罪に該当すると判断されている。また、こうしたサイトへのリンク集を作成し推奨してアクセスを容易ならしめることが、同罪の幫助にあたる判断された事例がある。

4. 名誉毀損罪・侮辱罪（刑法230条・231条）

ホームページや掲示板を利用して他人の社会的評価を下落させる行為は、公然性の要件を満たす**限り**で名誉毀損や侮辱にあたる。通説では、事実の

摘示の有無により名誉毀損と侮辱に分かれるとされている。

5. 電子計算機等使用詐欺罪（刑法246条の2）

電子計算機に虚偽の情報や不正な指令を与えて財産上不法な利益を得たり、他人にこれを得させたりする罪である。有料アカウントの不正利用などが該当し得る。

6. 電磁的記録毀棄罪（刑法258条・259条）

大学や研究室または個人の電磁的記録を意図的に消去したり破壊する罪である。ウィルスの意図的な配布も、その結果として電磁的記録が破損すれば**それに**該当する。

7. 電子計算機損壊等業務妨害罪（同234条の2）

電磁的記録を破壊したり、計算機に虚偽の情報や不正な指令を与えて業務を妨害する罪である。学生が学内ネットワークを利用して大学の業務を妨害した場合にも成立する。ウィルスの配布も、発病により電磁的記録が破壊されて業務が妨害されれば**それに**該当する。

8. 不正アクセス禁止法違反（施行後）

管理者以外の者が、権限のないアクセスもしくは権限を越えるアクセスをすることは、そのアクセスだけをもって不正アクセス禁止法の処罰の対象となる。不正アクセスを容易ならしめる行為も処罰の対象となる。

9. 商法の罰則規程の違反

ねずみ講（無限連鎖講）に該当するような**チェーンレター**の送信などは処罰される。

このような法律上の処罰や損害賠償の対象となる行為と、罰則規定の範囲との関連が問題であろう。

各大学は大学の自治と契約自由の原則の観点から自由に学則を定めるため、罰則規定の範囲は法律上の処罰や損害賠償の範囲に影響を受けることなく独立して定められるのが原則である。実際に刑に服している学生であっても、教育上の配慮から学内的にはまったく処分しないことも可能である。また逆に、法的には責任を問われない不適切な行為を行った学生に対し、一定の処分を与えることも可能である。

特にネットワークに関する不正行為は、主として以下の二点から、処罰を法制化すべきと考えられる行為と、実際に法制化されている行為の間に齟齬が生じているケースが多い。一つは新しく起きてきた社会現象であるがゆえに法律が追いつけず、規制に間隙が生じて不備が残っている場合である。情報の不正入手が領得罪で処罰できないまま放置されていることなどがこれにあたる。他の一つは、基本的人権の保障から、あえて立法化せず情報倫理の問題として解決しようとする要請である。こうした要請にもかかわらず、実際は処罰がなされる場合がある。猥褻罪、名誉毀損罪などがこれに関係するが、この点に関して**我が国の現状**はかなり権威的・保守的で

あり、人権保障の観点から批判されている判例も多い。

従って、ある組織がその組織内の利用規定を定める時、一方では法技術上の不備を補うべく情報の不正入手などには重い処分を科し、他方ではたとえ刑法に抵触する行為であっても表現の自由と緊張関係にあるようなケースにおいても利用者の権利を広範に認めるよう緩やかな処分を行っても構わない。こうした傾向は、特に教育の現場では強調されるべきであろう。

但し、法律上の判断が少なくとも罪刑均衡の指針となることは否定できない。教育機関の場合、学生に何らかの不正行為があったとき、法的判断に基づく公権力の処分を待ってから学内処分を決定するという姿勢も珍しくはない。これは大学に独自性が無いようにも見えるが、罪刑の均衡を目指すかゆえの慎重な態度と評価することもできる。

また、法体系は憲法を最高法規としている以上、少なくとも最低限の罪刑の均衡は保障されており、教育機関でも、これに準じた評価が適切である。

結局、学内における処分の体系は、法システムにおける罪刑の体系に準じ、教育的配慮を持って運用する事が妥当であろう。

4. 処罰と効果

学内の処分は教育目的で行われるべきだが、一般の刑罰に教育目的が無いわけではない。

たしかに刑罰の当初の目的は、私刑を禁止し国家がこれを代行することにあった（**国家による刑罰権の独占**）。その意味で刑は応報目的を持っていた。しかし刑は応報のためではなく罪を犯した者への教育のために科すのだという教育刑論が主張されるにいたった。今日、刑の教育目的は重要視されており、この意味で学内処分との差は程度の問題に過ぎない。学内処分は、一般法規以上に応報的観点を捨て教育目的の処分に重点をおくべきであろう。

学内処分の種類としては、システムの利用資格の剥奪、一定期間または無期限の利用停止、さらに被害が重大で広範囲に及ぶ場合には、停学、退学処分などが考えられる。

学内で教育しなすことが処分の目的であれば、退学処分はできる限り避けるべきであろう。また同様の理由から、システム利用については、永久の利用資格剥奪や無期限の利用停止は教育効果の観点から避けるべきとの主張も成り立つ。少年について保護監察処分があるように、理想的には一定期間の利用停止後に管理者などによる監察期間付きで指導し直すというような処遇が望ましい。

刑には、犯罪の予防効果があるように、学内の罰則規定にも予防効果があると考えられる。予防には、一般人に対する一般予防と、行為者本人への再犯防止のための特別予防がある。特に教育機関における

処分は、決して見せしめや規定の存在の顕示に終わってはならない。この意味で、本人の教育を念頭においた特別予防的観点が重視されるべきである。このためには処分に累犯加重のシステムをとり入れることが有効である。

確かに大学は自己の業務の円滑な運営と全ての構成メンバーの安全なネットワーク利用のためシステムのセキュリティを確保しなくてはならない。特にネットワーク社会では、その構成組織のひとつでも杜撰な管理をすれば、その被害は外部のネットワーク社会に拡大する。教育機関として、その責を免れる訳ではない。

問題は、教育機関であるがゆえに、場合によってはセキュリティとは対立し得る、教育効果を考察した処分体系を策定しなければならないことである。単に、大学が迷惑を被るから禁止するのではなく、本人の社会的倫理意識の向上につながるものであることが望ましい。

以上のことから、学内の罰則規定は以下のような指針のもとに策定されるべきであろう。

1. システムのセキュリティを維持するためであることを明示し、ユーザの利用規定整備をする。
2. 利用規定の実効性を担保するために、罰則規定制定をする。
3. 罰則規定を明文化すること。規定された行為以外は処分しないこと。規定の効力を遡及させないこと。また責任に見合った処分の量を規定することが人権保障の上で不可避である。
4. 罰則規定は民法上の契約であるから、内容は当事者が独自に広い裁量権をもって自由に定める良い。但し、憲法の直接または間接適用による制限を受ける。
5. 罰則の内容と方法は教育刑の精神に基づき、教育の目的に本質的に資するものとする。

5. 量刑と根拠

以下は、学内規則を明確に定める前提として、条件を少し緩めた世界での試案となると思われるものである。

刑法などに規定のあるものは、その法定刑を参考にすることができる。1年を超える量刑は教育機関の処分範囲を超えたものになり、司法の判断に処罰を委ねることに等しいであろう。従って量刑の上限は罰則を策定する機関の特殊事情により定まるものとなる。

また、ネットワーク社会はヴァーチャルであることが過度に意識されており、多くのユーザーが一般社会の法規範や倫理規範が妥当していないかのような錯覚に陥っていることが指摘されている。しかし、ネットワーク社会においても、法や倫理の禁止と命令は一般社会と同じく妥当している。一般社会において禁止されていることはネットワークという空間

においても禁止されることになる。

以下は罪刑の均衡の観点から、法定刑の軽重を組織内の処分の軽重に反映させたものである。教育や営利追求といった組織の特定の事情に影響されない共通項となる核の部分と思われる。これらはすべて民法上の不法行為に該当し、損害賠償責任の発生原因となり得る。

なお参照した条文には刑の上限か下限のどちらかしか規定されていないが、これは刑法における有期懲役が1年以上15年以下と定められているためである。処分の種類は1年以上10年以下の有期利用停止と利用資格の剥奪を想定している。

参考条文に規定された法定刑の重い順にかかげる。

1. 他人のファイルなどの電磁的記録に改竄・破壊して被害を与える行為

【処分】1年以上（7年以下）の利用停止

【根拠】公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は公用文書等毀棄罪となり、権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄したものは私用文書毀棄罪となる。法定刑は、公用文書が3年以上7年以下の懲役、私用文書5年以下の懲役である（刑法258条・259条）。

2. 計算機システム及びネットワーク運用の障害となる行為

【処分】3日以上（5年以下）の利用停止

【根拠】ネットワーク運用の障害となる行為の態様には様々なものが考えられるが、電子計算機損壊等業務妨害罪の規定が参考となろう。本罪は、人の業務に使用する電子計算機や電磁的記録を損壊したり、虚偽の情報や不正な指令を与えて、人の業務を妨害した場合に成立する。その法定刑は5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金である（刑法234条の2）。

3. ソフトウェアの違法コピーなど、著作権の侵害等にあたる行為

【処分】3日以上（3年以下）の利用停止

【根拠】著作権法では著作権侵害に対し、差止請求権と損害賠償請求権に加え、刑事罰を加えて著作物を保護している。著作権侵害の法定刑は3年以下の懲役または300万円以下の罰金である（著作権法119条）。

4. 他人を誹謗中傷する行為、またはそれを容易にする行為

【処分】1年以上（3年以下）の利用停止

【根拠】公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は名誉毀損罪となる。また、事実の摘示をしなくても、公然と人を侮辱した者は侮辱罪となる。法定刑は、名誉毀損が3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金、侮辱は拘留又は科料である（刑法230条・231条）。

以下の項目は法律の不備等により十分な処理が行わ

れていないが、ネットワーク社会においては甚大な被害をもたらす重要な不正行為である。参考となる条文を引用したが、保護法益の違いなどがあり厳密に該当するものではない。ネットワーク社会の特性を考慮すると、処分を加重すべきものである。

5. 他人のパスワードを解析、盗用する行為

【処分】1年以上（5年以下）の利用停止

【根拠】パスワードの解析、盗用自体は刑事犯にならない。不正アクセス禁止法の施行後は、盗用などの不正アクセスが処罰対象となり、法定刑は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金である。これに従えば、1年以上1年以下の利用停止となる。しかし、こうした行為はより重大な不正目的に基づく予備行為的な性格を持っていると思われる。例えば盗用して有料アカウントのただ使いをするなど、財産上不当な利益を得た場合には刑法上の電子計算機使用詐欺罪になり、その法定刑は10年以下の懲役である。また、情報は通説判例では財物ではないが、このため、その財産的価値が保護できないという不都合な事態になっている。仮に情報を財物とみなせば、パスワードの盗用によりアクセスし、情報を不正に入手したときは窃盗罪となる。同罪の法定刑は10年以下の懲役である。従って、態様に応じて、重い方向に加重できる広い法定刑が必要であろう。よってここでは上記のように設定した（不正アクセス禁止法・刑法246条の2・235条）。

6. 個人情報当事者に無断で暴露する行為

【処分】1年以上（5年以下）の利用停止

【根拠】憲法および民法上、プライバシー権として保護される。一般人に関する処罰規定はないが、国家公務員法において、公務員が職務上知ることのできた秘密を漏らした場合には処罰される。法定刑は3年以下の懲役または10万円以下の罰金である。また刑法では、特定の職業（医師・薬剤師・助産婦・弁護士など）につき、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らした場合を秘密漏示罪とする。法定刑は6月以上の懲役又は10万円以下の罰金である。改正刑法草案においては、企業の役員または従業員が企業秘密を漏らした場合に関する処罰規定を設けている。ただし、これらは一般のプライバシー保護を目的とするものではない。しかしネットワーク社会において、プライバシーの問題は深刻さを増しており、こうした処罰規定を一般人にも準用する形で罰則を設定した。

7. 当該組織が定めた利用目的以外の利用行為

【処分】1年以上の有期利用停止

【根拠】民法上の契約不履行の問題であり、刑事上、直接は問題とはならない。ただし、組織にとって重要な問題となりうるので、態様に応じた広い

処分の幅が必要である。

8. その他、法律により処罰される行為

【処分】1月以上の有期利用停止または利用資格の剥奪

【根拠】上記に該当しない行為でも、法律で定められた処罰規定に該当するものがある。たとえば猥褻罪がこれにあたる。サーバへの猥褻図画の蓄積が猥褻物の陳列にあたるかについては議論がわかれている。しかし、組織としては社会的に不適切な処分すべき行為としてリストに挙げておく必要がある(刑法 174 条)。こうした犯罪には非常に軽微なものから重大なものまで考え得るので、包括的な規定として広い処分の幅を定めておく必要がある。

いずれの場合も累犯の場合には加重をみとめ、利用資格の剥奪を含むものとする。本人に悔悟の念があるか等により酌量減刑に準じた制度を設ける。停止期間の終了後は一定の監察指導期間を付し得るものとする。

6. 検討

学内処分規定を伴った利用規則を整備する教育機関が徐々に増えてきているが、その規定方針は様々である。その方針と問題点について整理する。

1. 規定は具体性の是非

a) 処分の内容となる行為と個々の処分内容について包括的な規定にとどめる場合

公序良俗などの一般条項でカバーすることにより、流動的な運用が可能となる。また本質的に憲法と法律、そして学則の方針のみに則った解決が実現可能である。反面、運用の適正に依存する面が大きいというリスクが指摘できよう。運用如何によっては学生の人権を侵害する危険性がある。

b) 詳細な違反事項とそれに対応する処分の内容を規定する場合

罪刑の均衡を保障して公平な処分を可能にする上で有効である。しかし、処分を硬直化させ、規定の予期し得ない事態への適応力を鈍化させる危険性がある。それを回避するため、具体的な量刑などの事項はガイドラインのランクにとどめ、かつ例外措置を大幅に承認するという手段がとられる。かなり法技術上も技巧的な調整を余儀なくされることになる。

2. その他の規定時の注意事項

今後、掲示板の管理の怠慢により、不適切な書きこみを放置したというような不注意による義務違反の処分などが問題となろう。刑法においても処罰すべき行為の類型はもともと故意的な作為犯の既遂形態である。過失犯的形態、不作為犯的な形態および未

遂犯的形態などを処分するにあたっては、それを明文化し、学内においても罪刑法定主義の考え方を貫くことが望ましい。その上で、教育機関における処分については教育的配慮から情状酌量の余地を広く認めるべきであろう。

3. 運用の指針

要するに、多くの規制を加えて学生の利用の範囲を狭め不正行為を起こせない環境を作ってしまうか、規則を最低限にとどめて広範囲の利用を認め自ら体験して学ばせるかを、組織の側が選択することになる。

前者は当座のセキュリティ維持に有効である。しかし情報教育の長期的視点からは、萎縮効果により本当に危険な行為が分からなかったり人材が育っていないという弊害が挙げられる。後者では、管理運営者がリスクを背負うことになる。そのみかえりとして、ネットワーク社会で本当に独り立ちできるユーザが育ち管理者の人材育成にも役立つといった利点がある。

おわりに

学内における処分規定を伴ったシステム利用規則について検討し、学内におけるネットワーク利用の処分規定はどのようなものであるべきかを考察した。特に本稿では、実際の環境に適用する場合の検討事項を示した。

さらに計算機システム運用について管理者側の規則も必要となるだろう。ネットワークの円滑な運営のためには、ユーザーの利用規則と管理者の管理・運用規則が表裏一体となって機能すべきである。

最後に、参考文献の著者と、この分野に尽力されてこられた方々に心からの敬意を表したい。また、本稿の執筆にあたり、ご協力いただいた日本大学理工学部の小林英恒教授に心から感謝する。

参考文献

- (1) 金子宏他編：“法律学小事典（新版）”，有斐閣，1972年4月。
- (2) 上園忠弘・三島健稔：“研究室内計算機システム運用規範試案”，信学技報 FACE97-17, pp.1-5, 電子情報通信学会，1997年12月。
- (3) 南雲浩二・上園忠弘・三島健稔：“電子計算機運用規則における罰則規定の問題点について”，信学技報 FACE97-25, pp.27-32, 電子情報通信学会，1998年3月。
- (4) 近藤佐保子・南雲浩二：“情報倫理に関する意識と法制度上の問題点”，信学技報 FACE99-16, pp.1-6, 電子情報通信学会，1999年7月。
- (5) 和田悟・近藤佐保子：“インターネットコミュニ

ケーション

- (6) 近藤佐保子：“情報倫理と法規制”，明治大学情報科学センター年報，1999年11月．